

2021年
合格目標

Registered Customs Specialist

通関士講座 体験入学用テキスト

- 基本テキスト(関税定率法)
- 貨物分類暗記ノート

資格の学校
TAC

これは「基本講義(関税定率法)第1回」で使用する教材のコピーです。

※当教材掲載の内容は、2021年合格目標コースのもので。

※実際のテキストはA5版です。

■ 本書の利用の仕方 ■

重要度表示

各節の見出しの☆印は重要度を示します。重要度の高いものからメリハリをつけてマスターしてください。

板書

重要な部分の図解や言葉の整理を行います。言葉だけではイメージしにくい文章も、スッキリ理解できます。皆さんが、板書に時間を取られず、講義に集中できるように工夫しました。

条文のポイント

条文のポイント

通関士試験では条文の理解が不可欠です。通関士試験合格に必要な条文のポイントをまとめました。これがあれば試験用六法を購入する必要はありません。

まとめ

まとめ

重要ポイントのまとめです。短時間で講義内容を復習する際や、試験直前期の総復習に威力を発揮します。

コラム

■ ■ ■ コラム ■ ■ ■

通関士試験関連情報やゴロ合わせを盛り込みました。気分転換を図るコーナーです。

基本講義 学習進度表

回数	基本テキスト（関税定率法等）		貨物分類暗記ノート※
	項目	頁	ミニテスト出題範囲
第1回	第1章第1節（課税価格総論） ～第1章第2節（原則的決定方法）	1～22	
第2回	第1章第3節（原則的決定方法を適用できない場合） ～第1章第4節（例外的決定方法）	23～40	ミニテスト① 第1類～第11類
第3回	第1章第5節（課税価格の決定の特例） ～第2章特殊関税，関税割当制度	41～59	ミニテスト② 第12類～第21類
第4回	第3章第1節（総論） 第2節（再輸出に係る減免，戻し税） 第3節（再輸入に係る減免税）	61～89	ミニテスト③ 第22類～第32類
第5回	第3章第4節（その他の減免，戻し税）	90～107	ミニテスト④ 第33類～第43類
第6回	第4章第1節（総論） 第2節（特惠関税の対象国，地域） 第3節（特惠関税の対象品目，税率） 第4節（特惠関税の適用停止） 第5節（原産地）	109～127	ミニテスト⑤ 第44類～第60類
第7回	第4章第6節（本邦への運送の要件） 第5章N A C C S法 第6章A T A特例法・コンテナ特例法	128～161	ミニテスト⑥ 第61類～第71類
第8回	第7章外国為替及び外国貿易法	163～189	ミニテスト⑦ 第72類～第85類 ミニテスト⑧（配付） 第86類～第97類

※『貨物分類暗記ノート』は別冊です。ミニテスト出題の貨物分類はCランクを含みます。

※学習進度表は一応の目安であり，一部変更になる場合がございます。

■ 目 次 ■

第 1 章 課税価格の決定

第 1 節	課税価格総論	2
1	課税価格とは	2
2	課税価格の決定方法	3
第 2 節	原則的決定方法	5
1	現実支払価格	5
2	現実支払価格への加算（加算要素）	13
第 3 節	原則的決定方法を適用できない場合	24
1	輸入取引によらない輸入貨物	24
2	輸入取引に特別な事情がある場合	25
第 4 節	例外的決定方法	31
1	総論	31
2	同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定方法	32
3	国内販売価格に基づく課税価格の決定方法	36
4	製造原価に基づく課税価格の決定方法	39
5	特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定方法	40
第 5 節	課税価格の決定の特例	42
1	航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特例	42
2	災害等運賃特例	43
3	個人的な使用に供される輸入貨物に係る特例	44

第 2 章 特殊関税，関税割当制度

第 1 節	総論	46
第 2 節	特殊関税	47
1	報復関税	47
2	相殺関税	49
3	不当廉売関税	52
4	緊急関税	54
5	対抗関税	56

第 3 節	関税割当制度	57
1	意義	57
2	対象貨物	57
3	割当ての手續	58
4	通関手續	58

第 3 章 減免税, 戻し税

第 1 節	総論	62
1	減免戻し税等の意義	62
2	減免戻し税等の考え方	62
第 2 節	再輸出に係る減免, 戻し税	65
1	再輸出免税 (定率法 17 条)	65
2	輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等 (定率法 19 条の 3) ..	71
3	違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等 (定率法 20 条) ..	75
第 3 節	再輸入に係る減免税	80
1	再輸入貨物の無条件免税 (再輸入免税, 定率法 14 条 10 号) ..	80
2	加工又は修繕のため輸出された貨物の減税 (定率法 11 条) ..	82
3	加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税 (暫定措置法 8 条) ..	86
第 4 節	その他の減免, 戻し税	90
1	変質, 損傷等の場合の減税又は戻し税等 (定率法 10 条) ..	90
2	無条件免税 (定率法 14 条)	93
3	特定用途免税 (定率法 15 条)	96
4	製造用原料品の減免税 (定率法 13 条)	100
5	輸出貨物の製造用原料品の減税, 免税又は戻し税等 (定率法 19 条) ..	102
6	外国で採捕された水産物等の減税又は免税 (定率法 14 条の 3) ..	103
7	外交官用貨物等の免税 (定率法 16 条)	103
8	航空機部分品等の免税 (暫定措置法 4 条)	104
9	軽減税率 (定率法 20 条の 2, 暫定措置法 9 条)	104

第 4 章 特恵関税

第 1 節	総論	110
--------------	-----------------	-----

第 2 節	特恵関税の対象国、地域	111
1	特恵受益国等	111
2	特別特恵受益国	111
第 3 節	特恵関税の対象品目、税率	113
1	特恵受益国等の場合	114
2	特別特恵受益国の場合（特別特恵関税）	115
3	特殊関税制度との関係	116
第 4 節	特恵関税の適用停止	117
第 5 節	原産地	118
1	原産地の認定	118
2	原産地証明書	125
第 6 節	本邦への運送の要件	128
第 7 節	経済連携協定	130
1	締約国原産品であることを証明する書類	131
2	締約国品目証明書	135
3	運送要件証明書	136

第 5 章 NACCS 法

第 1 節	趣旨及び定義	142
1	NACCS 法の趣旨	142
2	定義	143
第 2 節	電子情報処理組織による税関手続	145
1	NACCS で行うことができる手続	145
2	申告等の入力事項等	147
3	申告等又は処分のお知らせの到達時期	149
4	口座振替納付に係る納付書の送付等	150
第 3 節	通関士の審査	151

第 6 章 ATA 特例法・コンテナ特例法

第 1 節	ATA 特例法	154
1	ATA 条約、ATA 特例法	154

2	通関手帳（A T Aカルネ）による輸入通関	155
3	通関手帳による輸出通関	159
第2節	コンテナ特例法	161
1	コンテナ条約，T I R条約，コンテナ特例法	161
2	コンテナの輸入手続	162
3	国際道路運送（T I R運送）	166

第7章 外国為替及び外国貿易法

第1節	外為法及び輸出入貿易管理令	170
1	総論	170
2	政府機関の行為	170
第2節	輸出許可	171
1	輸出許可の原則	171
2	輸出許可の特例	172
3	輸出許可の手続	174
第3節	輸出承認	176
1	輸出承認の原則	176
2	輸出承認の特例	178
3	輸出承認が常に必要となる場合	182
4	輸出承認の手続	183
5	輸出に関する権限の委任	184
6	税関の確認	184
7	報告	184
第4節	輸入承認	185
1	輸入承認が必要な場合	185
2	輸入承認の手続	186
3	輸入割当制度	187
4	輸入承認および輸入割当てが不要となる場合	189
5	輸入に関する権限の委任	193
6	税関の確認	193
7	報告	194

第1章

課税価格の決定

ここから、関税定率法の学習に入る。関税定率法は、関税法の規定を受けて、各種の関税制度について、より具体的に定めているものである。本章ではその最初の項目として、課税価格の決定について見ていく。課税価格は、一言で言えば、「C I F 価格」のことであるのだが、正確に算出するためには様々なことを判断していく必要がある。

本試験では、関税法等及び通関実務のそれぞれの科目において出題されている。特に通関実務においては、計算問題を含めて例年3問以上出題され、輸入申告書の課税価格の計算においても知識が必要とされる。関税法等において語群選択式で出題される可能性もあり、合否を分ける最重要分野の一つである。やや難しい箇所もあるが、最初は細部にはこだわらずに、考え方を理解することが重要である。

第1節

課税価格総論 ☆☆

Ⅰ 課税価格とは

関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課するものとされている（定率法3条）。

【課税標準と従量税・従価税】

例1

$$\boxed{2,000 \text{ L}} \times 100 \text{ 円/L} = 200,000 \text{ 円} \dots\dots\dots \text{従量税 (数量が課税標準)}$$

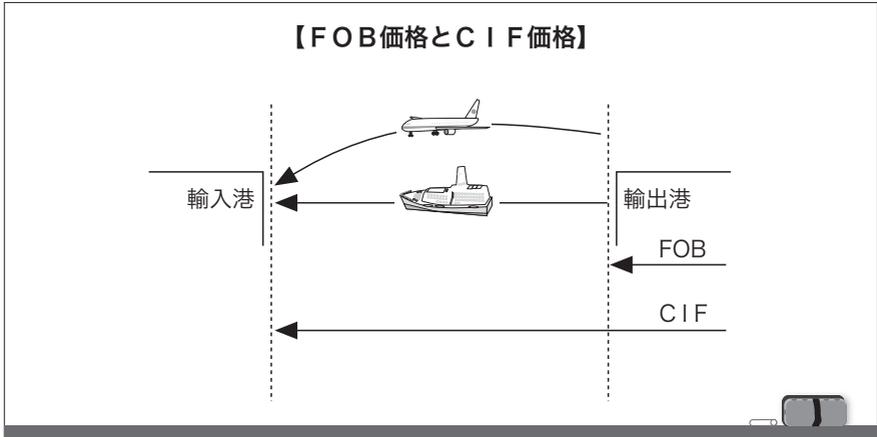
例2

$$\boxed{800,000 \text{ 円}} \times 20\% = 160,000 \text{ 円} \dots\dots\dots \text{従価税 (価格が課税標準)}$$

従価税方式における課税標準（上記例2における800,000円）のことを「課税価格」という。

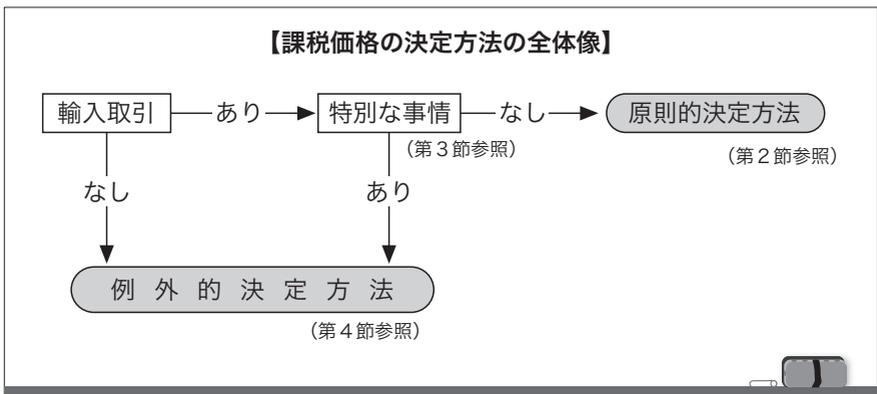
なお、輸入貨物の輸入申告価格は、従価税品、従量税品を問わず、関税定率法における課税価格の計算方法の規定により計算される「課税価格に相当する価格」である（関税法67条、施行令59条の2第2項）。すなわち、課税価格を決定することにより、輸入申告価格も決定されることになる。

2 課税価格の決定方法



本邦において、課税価格はCIF価格とされるが、その具体的な決定方法については、恣意的な価格や架空の価格とならないように、WTOの「関税評価協定」に準拠して関税定率法に規定している（定率法4条から4条の9まで）。

具体的には、貨物が輸入取引（輸入売買契約）により輸入されることを想定して、「現実にくらで取引されたか」に基づいて決定することとしている（原則的決定方法）。そして、原則的決定方法が適用できない場合の決定方法についても、規定を行っている（例外的決定方法）。



■■■ コラム ■■■

WTO（世界貿易機関）

1 WTOの設立

1995年1月1日、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」（「世界貿易機関協定」）により、WTO（世界貿易機関）が設立された。GATT（関税及び貿易に関する一般協定）、ウルグアイ・ラウンド等で合意された諸協定の理念を推進するとともに、理事会や紛争解決機関等の組織を整備したものである。

加盟国は、本邦を含めて164ヶ国（地域）（2017年12月現在）であり、最高意思決定機関である閣僚会議を少なくとも2年に1回開催することとしている。

2 1994年のGATT第7条の実施に関する協定（関税評価協定）

各国が恣意的なあるいは架空の課税価格を決定することを排除するため、WTOにおいて国際的な協定が定められている（「1994年のGATT第7条の実施に関する協定」。以下「関税評価協定」と表記）。

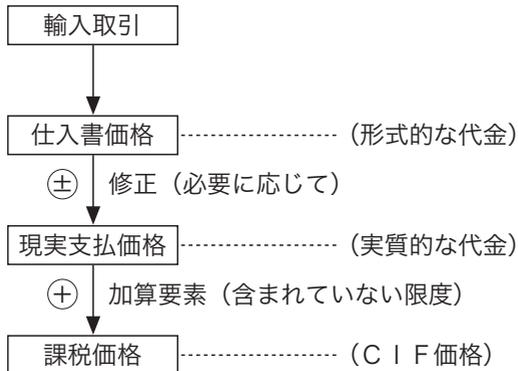
関税評価協定においては、貨物が輸入取引により輸入される場合、可能な限り「輸入貨物の取引価額」により課税価格を決定することとしている。また、「輸入貨物の取引価額」を用いることが困難な場合の他の評価方法等も併せて規定している。

本邦における課税価格の決定方法も、この関税評価協定に準拠して、関税定率法4条から4条の9までに具体的に定められている。

第2節

原則的決定方法 ☆☆☆

【課税価格の原則的決定方法】



I 現実支払価格

1. 輸入取引の意義

原則的決定方法は、輸入貨物が「輸入取引」により輸入されることを前提とする課税価格の決定方法である。

「輸入取引」とは、本邦に拠点^{※1}を有する者^{※2}が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、現実に当該貨物が本邦に到着することとなったものをいい、通常、現実に貨物を輸入することとなる売買がこれに該当する（基本通達4-1(1)）。

※1 住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものをいう。

※2 個人であるか法人であるかを問わない。

輸入取引における「買手」については、本邦に拠点を有する者に限定されている点に注意すべきである。

2. 原則的決定方法の概要と現実支払価格の意義

原則的決定方法は、輸入取引における輸入貨物の現実の取引価格（契約価格）に基づいて、課税価格を算出する方法である。

契約価格は、通常仕入書に表記されるので、当該仕入書に記載された価格（仕入書価格[※]）を基礎とする。仕入書価格は、「形式的な代金」というべきものであるが、必要な場合にはこれに修正を加えた上で、より「実質的な代金」というべき「現実支払価格」を求める。

現実支払価格とは、「買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額」をいう（定率法4条1項、基本通達4-2(1)）。当該支払は、必ずしも金銭の移転によるものであることを要しない。また、「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情」とは、輸入貨物の生産及び当該輸入貨物に係る取引（当該輸入取引以外の取引を含む）に関する契約の内容及び実態、当該輸入貨物に係る取引に関与する者が当該取引に関して果たす役割、当該取引に関与する者の間の関係その他の当該取引に関する事情をいう（4-2(1)）。

現実支払価格には、「売手に対し」直接に払われる額のほか、「売手のために」間接的に支払われる額も含まれる。

現実支払価格は、売手と買手との自由な契約における実質的な支払の額であるので、契約の条件によっては、輸入港までの運賃等が含まれないことがある（例えば、FOB条件による場合）。課税価格はCIF価格とする必要があるので、このような場合には、輸入港までの運賃等の費用を加算する必要がある。このように、課税価格の内容とすべき費用で、現実支払価格に含まれていないものについては、その「含まれていない限度」において、現実支払価格に加算を行う（加算要素）。加算要素の内容については、本章第2節の2において述べる。

※ 厳密には、輸入貨物の輸入取引に係る仕入書又はこれに代わる書類であって、当該取引の価格その他の条件を正当に表示するものがある場合に、これらに表示された金額を「仕入書価格」と呼んでいる（基本通達4-2(3)）。

3. 現実支払価格に含めない費用（控除費用）

現実支払価格に以下の費用が含まれている場合で、これらの費用の額が明らかなきときには、これらの費用の額は現実支払価格から控除する（施行

令1条の4)。

ただし、これらの費用等の額を明らかにできない時は、これらを含んだ支払の総額を現実支払価格として計算を行う。

【控除費用】

- ① 当該輸入貨物の輸入申告の時（課税物件確定の時）の属する日以後に行われる当該輸入貨物に係る据付け、組立て、整備又は技術指導に要する役務の費用
- ② 当該輸入貨物の輸入港到着後の運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用
- ③ 本邦において当該輸入貨物に課される関税その他の公課
- ④ 当該輸入貨物に係る輸入取引が延払条件付取引である場合における延払金利

課税価格は、C I F 価格、すなわち輸入貨物が本邦の輸入港に到着するまでの価格である。上記の①から③までの費用は、輸入港到着後のものであるため、現実支払価格を算出する段階で控除することとしているのである。

④の「延払条件付取引」とは、輸入貨物又は船積書類の受領後に代金を支払う条件が付された取引をいう（基本通達4-4(3)）。よって、「延払金利」とは、簡単に言えば「後払い」をする場合の金利のことであり、これは支払条件の問題であって輸入貨物そのものの客観的価値とは関係がないものであるから、現実支払価格から控除するのである。

4. 仕入書価格と現実支払価格との不一致

仕入書価格と現実支払価格とが一致しない場合、次のような調整が行われる（基本通達4-2(3)、4-2の2）。

(1) 割増金、契約料等がある場合

- ① 仕入書価格の支払に加えて、「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために」割増金、契約料

等が支払われる場合

→ (現実支払価格) = (仕入書価格) + (割増金, 契約料等)

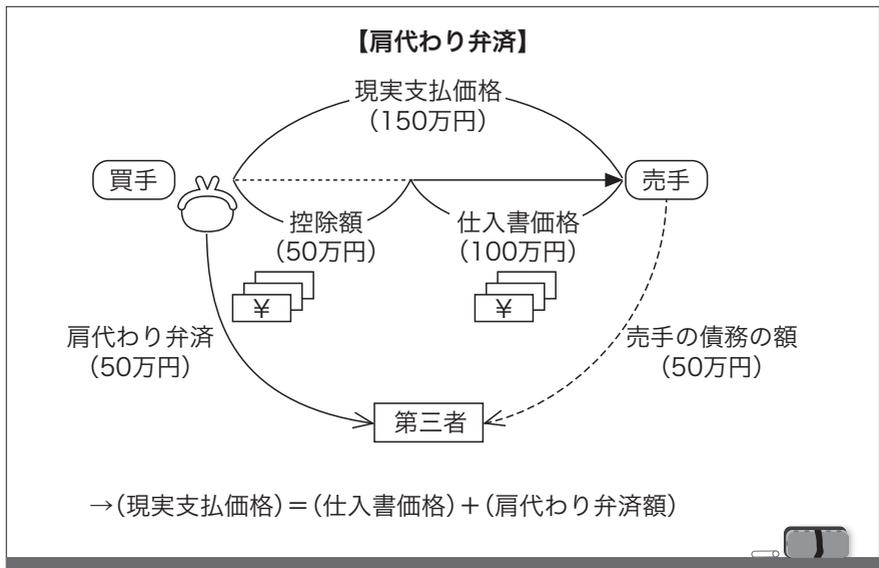
② 仕入書価格の支払に加えて、「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために」買手により売手に対し又は売手のために別払金が支払われる場合

(例：輸入貨物を購入するために、売手の本邦支社が購入した事務機器の代金を買手が支払う場合)

→ (現実支払価格) = (仕入書価格) + (別払金)

(2) 「肩代わり弁済」が行われる場合

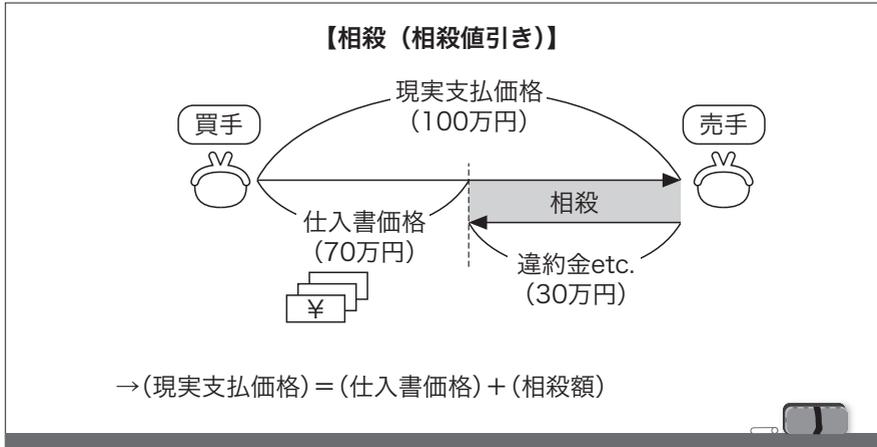
輸入貨物の売手が買手以外の第三者に対して何らかの債務を負っており、当該債務を買手に弁済させることとし、輸入貨物に係る価格から当該弁済される額を控除した残額を当該輸入貨物の仕入書価格とした場合



(3) 相殺額がある場合

売手が買手に対して何らかの債務を負っており、当該債務の全部又は一部を当該輸入貨物に係る価格の一部と相殺するため、当該債務の額を控除した残額を当該輸入貨物の仕入書価格とした場合

(例：売手が買手に対し過去の輸入取引に係る違約金を支払うべき場合)



(4) 価格調整条項の適用がある場合

輸入貨物の輸入取引に付されている価格調整条項の適用により当該輸入貨物に係る仕入書価格について調整が行われる場合

(例：輸入取引に為替変動調整金の取り決めがある場合)

→ (現実支払価格) = (仕入書価格) ± (調整に係る金額)

5. 値引きの取扱い

輸入取引において、数量値引き、前払値引き等の「輸入貨物の代金についての値引き※」が行われたときは、「値引き後の価格」が現実支払価格となる（基本通達4-3, 4-4(2)）。契約当事者である売手と買手との交渉により、値引き後の価格が現実に決済されるからである。

これに対して、先に述べた「相殺値引き」の場合は、相殺額を現実支払価格に算入する（「値引き前の価格」を現実支払価格とする）ものであったことに注意してほしい。相殺値引きは、売手及び買手の債務の決済を簡潔にするためのものであり、代金そのものについての値引きではないからである。

※ この他、現金値引き、在庫整理値引き、製作遅延値引き、流行遅れ値引き等の場合がある。

6. 検査費用の取扱い

輸出国において、輸入貨物が売買契約（輸入取引）に定める品質、規格、純度、数量等に合致しているか否かを確認するための検査又は分析が行われる場合の費用については、次のように定められている（4-2の3(1), (2)）。

- ① 売手（売手の依頼を受けた検査機関等の第三者を含む）が自己のために行った検査に要した費用で買手が負担する場合は、現実支払価格に算入する。
- ② 買手（買手の依頼を受けた検査機関等の第三者を含む）が自己のために行った検査に要した費用で買手が負担する場合は、現実支払価格に算入しない。

輸入貨物の製造過程において買手が検査を行う場合、当該検査に要する費用は、課税価格に算入しない。ただし、検査と合わせて製造作業^{※1}に従事している場合は、当該業務を行う者に係る費用^{※2}は、売手のために行われた間接支払に該当し、課税価格に算入する（4-2の3(3)）。

※1 加工又は生産のための作業、運搬等をいう。

※2 渡航費、滞在費、賃金等（直接労務費に相当する費用）をいう。

【検査費用の取扱い】

買手負担の検査費用

- 〈 売手のため → 算入する
買手のため → 算入しない

7. 輸入貨物に係る保証費用の取扱い

「保証」とは、当事者間で合意された所定の条件を満たす場合に行われる対象貨物に係る瑕疵の是正（修繕、取替え又はそれらに要した費用の補填）をいい、いわゆるワランティ（Warranty）又はギャランティ（Guarantee）と称されるものがこれに該当する[※]（基本通達4-2の4）。輸入貨物に係る保証費用の取扱いについては、次のようになっている。

※ 輸入貨物が輸入された後、当該輸入貨物に係る保証の履行として当該輸入貨物の買手に対して交換部品等が外国から無償で提供される場合、当該部品等は輸入取引

により輸入される貨物には該当せず、当該部品等の課税価格は関税定率法4条の2以下（例外的決定方法）の規定により計算する。

- ① 輸入貨物の輸入取引に係る契約において売手が買手に対して当該輸入貨物に係る保証を履行することとなっている場合で、売手が負担する当該保証の費用を考慮して当該輸入貨物の価格が設定されているときは、当該費用は現実支払価格に含まれ、その額を明らかにすることができる場合であっても、現実支払価格から控除しない。また、売手が当該費用を買手に対して仕入書価格とは別に請求し、買手が当該費用を支払う場合は、当該費用の額は仕入書価格に加算され、現実支払価格に含まれる。
- ② 輸入貨物の輸入取引に係る契約において売手が買手に対して当該輸入貨物に係る保証を履行することとなっている場合で、売手が第三者との間で締結した保証契約により当該保証履行義務を当該第三者に移転し、買手が売手からの指示により当該保証の費用を当該第三者に支払うときは、当該費用は売手に対する間接支払に該当し、現実支払価格に含まれる。
- ③ 売手と買手との間で輸入貨物の輸入取引に係る契約とは別に、売手が買手に対して当該輸入貨物に係る保証を履行する契約を締結し、買手が売手に対して当該輸入貨物の代金と当該保証の費用を各々支払う場合において、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて、売手が買手に対して当該輸入貨物の輸入取引をするために当該保証契約の締結を義務付けているときは、当該費用は現実支払価格に含まれる。
- ④ 買手が自己のために当該輸入貨物に係る保証の取決めを行い、当該保証の費用を負担するときは、当該費用は現実支払価格に含まれず、加算要素にも該当しない（課税価格に算入しない）。

8. 買手が自己のために行う広告宣伝等の費用の取扱い

買手が自己のために行う活動の費用のうち、加算要素（本章第3節参照）以外の費用については、売手の利益になると認められる活動に係るものであっても、売手に対する間接的な支払に該当せず、現実支払価格に含まれない（4-2(4)）。したがって、当該活動に係る費用は、課税価格に算入しない。

具体的には以下のようなものがある。

買手が自己のために行った

- ① 広告宣伝費用

条文のポイント 001

- 1 輸入取引とは、本邦に拠点を有する者が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であつて、**現実に当該貨物が本邦に到着することとなったものをいう。**通常、**現実に貨物を輸入することとなる売買**がこれに該当する。
- 2 **現実支払価格**とは、買手が**売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいう。**^{※1}
- 3 現実支払価格には、次に掲げる費用等の額は**含まないものとする。**ただし、当該輸入貨物につき、次に掲げる費用等でその額を明らかにすることができないものがあることにより当該明らかにすることができない費用等の額を含んだものとしてでなければ当該支払の総額を把握することができない場合においては、当該**明らかにすることができない費用等の額を含んだ当該支払の総額**を現実支払価格とする。
 - ① 当該輸入貨物の**輸入申告の時（課税物件確定の時）の属する日以後**に行われる当該輸入貨物に係る**据付け**^{※2}、**組立て**、**整備**^{※3}又は**技術指導**に要する**役務の費用**
 - ② 当該輸入貨物の**輸入港到着後の運送**に要する**運賃**、**保険料**その他当該**運送に関連する費用**
 - ③ **本邦**において当該輸入貨物に課される**関税**その他の**公課**
 - ④ 当該輸入貨物に係る輸入取引が**延払条件付取引**である場合における**延払金利**

- ※1 現実支払価格には、買手により売手のために行われた又は行われるべき当該売手の債務の全部又は一部の弁済その他の間接的な支払の額を含み、輸出国において輸出の際に軽減又は払戻しを受けるべき関税その他の公課を除く（4条1項、施行令1条の4）。
- ※2 輸入貨物の輸入前に本邦において行われる役務（例えば、据付用土台の設置作業）の費用を含む（基本通達4-2(2)イ）。
- ※3 輸入貨物の機能を維持するために恒久的に行われる予防措置をいい、当該輸入貨物の瑕疵を是正するために行われる保証の履行（修繕、取替え）は含まない（4-2(2)ロ）。

- ② 販売促進活動の費用
- ③ アフターサービスの費用
- ④ 銀行保証料
- ⑤ フランチャイズ料

2 現実支払価格への加算（加算要素）

現実支払価格を求めた後は、その「含まれていない限度」において、加算要素の加算を行うことはすでに述べた。現実支払価格がC I F価格でない場合には修正を行う必要があるし、現実支払価格において評価しきれない輸入貨物の実質的な価値を把握する必要があるからである。

関税定率法において、加算要素は以下のように限定的に列挙されている（定率法4条1項1号から5号、施行令1条の5）。

1. 輸入港までの運賃等

輸入貨物が輸入港に到着する[※]までの運送に要する運賃、保険料等の費用は加算要素であり、現実支払価格に含まれていない限度において加算を行う（定率法4条1項1号）。

輸入港までの運賃等は、原則として、買手により負担されるものであるか否かを問わず、必要な加算を行う（基本通達4-8(6)）。ただし、輸入取引に係る契約において輸入港までの運賃を売手が負担することとされている場合（C F R、C I F契約等の場合）は、当該運賃は現実支払価格に含まれているものとして取り扱う（4-8(6)イ）。ただし、買手が現実支払価格のほかに別途負担するときは、加算を行う。

加算するのは、原則として、「実際に要した費用」でなければならない。したがって、輸入貨物に保険が付されていない場合には、通常必要とされる保険料を見積もって加算することとはならない。

また、輸入港までの運賃等につき、「実際に要した費用」での計算を行わず、「通常必要とされる運賃等」により計算する場合がある（「航空運賃特例」、「災害等運賃特例」）が、これらについては第5節で述べる（4条の6第1項、施行令1条の5第1項）。

※ 「輸入港に到着する」とは、単に輸入港の港域に到着することを意味するのではなく、輸入貨物の船卸し等ができる状態になることをいう（基本通達4-8(2)）。

【「輸入港までの運賃等」に該当するものとししないものの例】

該当するもの (課税価格に算入) (4-8(3), (4), (5))	該当しないもの ^{※2} (課税価格に不算入) (4-8(7))
① 輸入貨物を運送するために要した積付資材費, 船舶改装費 ② 為替相場の変動による補填金 ③ コンテナ賃借料 ④ 輸出国における積込み前の一時的保管料 ^{※1} ⑤ 輸出の際に税関手続等に要した費用 ⑥ 輸出国において要したコンテナ・サービス・チャージ	① 輸入港における船卸し等の費用 (例: 船内荷役, 沿岸荷役その他これらに類する荷役の費用) ② 輸入港到着後に行われた船舶の復旧に係る費用 ③ 国内運賃, 保険料 ④ 航海用船契約に基づき輸入貨物の運送をした船舶の復路の空船回漕料 ⑤ 輸入税保険 ^{※3} (Duty Insurance) に係る保険料 ⑥ 着払い運賃取扱料及び立替手数料

※1 例えば, 輸出国の工場渡し価格で購入された貨物が, 積載予定船の到着遅延により, 当該船舶が到着するまでの間一時的に輸出港で保管される場合の当該保管に要する費用をいう (4-8(3)イ)。

※2 ただし, これらの額が明らかでなく, これらを含んだものでなければ輸入港までの運賃等を把握できない場合には, これらを含んだものを輸入港までの運賃等として取り扱う (4-8(7))。

※3 輸入税が輸入貨物の損傷の程度に応じて減税されなかった場合や, 通関後の輸送中に全損を被った場合において, 輸入税についての損失を担保するための保険である。

2. 手数料その他の費用

(1) 仲介料その他の手数料

輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される「仲介料その他の手数料」は, 原則として加算要素となる。「仲介料その他の手数料」とは, 輸入取引に関して業務を行う者に対し買手が支払う手数料をいい, このうち, 「買付けに関し当該買手を代理する者に対し, 当該買付けに係る業務の対価として買手により支払われる手数料(「買付手数料」)以外のは,

課税価格に算入する（基本通達4-9(1)）。

仲介料その他の手数料に該当するか否かの判断は、契約書等における名称のみによるものではなく、手数料を受領する者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して行う（4-9(2)）。次のような手数料は、課税価格に算入することとなる。

【仲介料その他の手数料の例】

- ① 売手及び買手のために輸入取引の成立のための仲介業務を行う者に対し買手が支払う手数料（仲介手数料）
- ② 輸入貨物の売手による販売に関し当該売手に代わり業務を行う者に対し買手が支払う手数料（販売手数料）

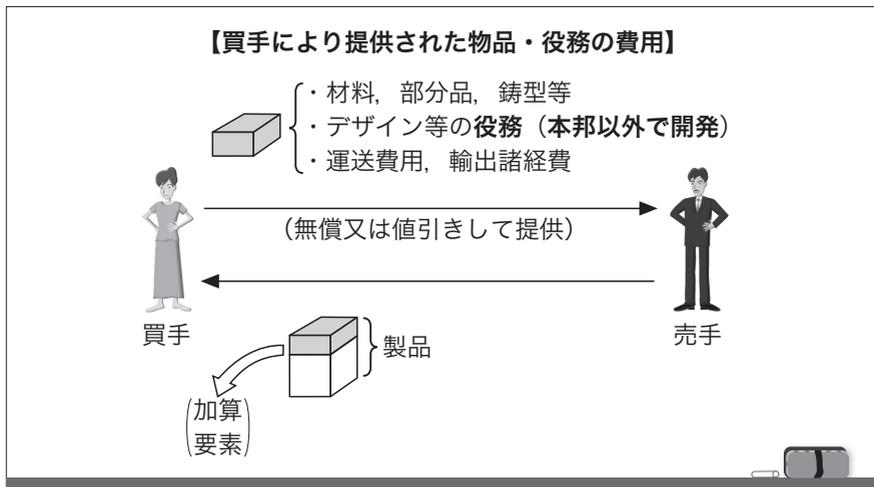
「買付手数料」は加算要素とならないことに注意しておこう。

(2) 容器及び包装の費用

例えば、カメラを輸入しようとする場合、カメラケースは、カメラと一体をなすものであり、その一部と考えるのが妥当である。したがって、カメラの課税価格を算定する場合には、容器であるカメラケースの価格を含めて考えるべきである。このように、輸入貨物の輸入取引に関連して買手が負担した「通常の容器」の費用は、加算要素となる。逆に、通常の容器と同一の種類ではなく、価格も高額である「特別の容器」については、その内容である輸入貨物とは別に、容器そのものが1個の貨物として取り扱われるので、容器の課税価格についても別個に判断することとなる（加算要素とはならない）。

また、加算要素となる「包装の費用」については、材料費のほか、人件費その他の費用も含まれることに注意しておいてほしい（4-11）。

3. 買手により提供された物品又は役務の費用



輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に次の①から④の物品又は役務が提供された場合には、これらの物品や役務は加算要素となる（定率法4条1項3号）。

- ① 当該輸入貨物に組み込まれている材料，部分品又はこれらに類するもの
- ② 当該輸入貨物の生産のために使用された工具，鋳型又はこれらに類するもの
- ③ 当該輸入貨物の生産の過程で消費された物品
- ④ 技術，設計その他当該輸入貨物の生産に関する役務（当該輸入貨物の生産のために必要とされた技術，設計，考案，工芸及び意匠であつて本邦以外において開発されたもの）

例えば、輸入貨物の生産のために使用される金型を買手が無償で提供した場合、売手はその分だけ安価に製造できるため、現実支払価格も安く設定されることになる。しかし、当該鋳型は当該輸入貨物の生産のために必要なものであり、その費用は本来輸入貨物の価格に反映されるべきである。よって、この場合の金型の費用は加算要素となるのである。

上記①の「材料，部分品又はこれらに類するもの」には、商標ラベル、

商品ラベル等を含む（基本通達4-12(1)）。ただし、我が国の法律等に基づき表示することとされている事項のみが表示されているラベルは含まれず、当該ラベルに要する費用の額は課税価格に算入しない。

【課税価格に算入しないラベルの例】

- ・ 食品衛生法に基づく品名、原産国、原材料等の表示ラベル
- ・ 家庭用品品質表示法に基づく繊維製品に対する品質、洗濯ラベル

上記④の「技術、設計その他当該輸入貨物の生産に関する役務」の費用については、本邦以外において開発されたものに限り、加算要素となる（施行令1条の5第2項）。本邦において開発された場合には、課税価格に算入しない。

また、買手が上記①から④の物品又は技術等を提供するため運送費用、保険料等を負担した場合には、当該負担した費用等の額は、当該物品又は役務の費用の額に含めて、加算要素として扱うことにも注意しておこう（基本通達4-12(5)ニ）。

Advanced Study

課税価格に含まれる物品及び役務に関する費用

- 1 買手により無償で提供された物品（又は役務）の費用を課税価格に算入する場合、次の額を加算する（施行令1条の5第2項、4項）。
 - ① 買手が自ら生産した物品（自ら開発した役務）又は買手と特殊関係にある者が生産した物品（買手と特殊関係にある者が開発した役務）であって当該買手が当該者から直接に取得したもの
 - 物品の生産に要した費用（役務の開発に要した費用）を加算
 - ② ①以外の場合
 - 買手が物品を取得するため（役務の提供を受けるため）に**通常要する費用**^{*}を加算

※ 「通常要する費用」とは、一般的な競争的条件の下に輸入貨物の買手が当該物品又は当該技術等を購入又は賃借をすることした場合に、その購入又は賃借のために通常必要とされる費用をいう。例えば、買手が自己と特殊関係にある者から、当該特殊関係による影響を受けた価格により当該物品を購入するような場合には、一般的な競争的条件の下に買手が当該物品を購入していないことから、当該価格に基づく費用を「通常要する費用」とすることはできない（基本通達4-12(5)）。

- 2 買手により提供された物品中に生産ロスを見込んだスペア部品等が含まれている場合には、当該スペア部品等を含む費用の総額が加算要素となる（基本通達4-12(6)イ）。
- 3 買手により提供された金型、工具等を使用して輸入貨物の生産が行われた場合において、生産された貨物のうち一部を買手が輸入し、残余を生産国で販売し又は第三国へ輸出しているときは、金型等の費用の総額を本邦輸入分と生産国での販売分等に按分した額が加算要素となる（施行令1条の5第2項参照）。
- 4 買手により提供された物品の生産のために他の物品又は役務（本邦において開発されたものを含む）が使用された場合において、買手が直接又は間接に当該他の物品又は役務の費用を負担しているときは、当該物品又は役務の費用を含む総額が加算要素となる（基本通達4-12(6)ロ）。

4. 特許権等の使用に伴う対価

当該輸入貨物に係る特許権、意匠権、商標権その他これらに類するもの[※]の使用に伴う対価で、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため、買手により直接又は間接に支払われるものは、加算要素となる（定率法4条1項4号）。

これらの特許権等は、輸入貨物の客観的価値を高めるものであるから、加算要素とされている。以下に注意すべき点を挙げる。

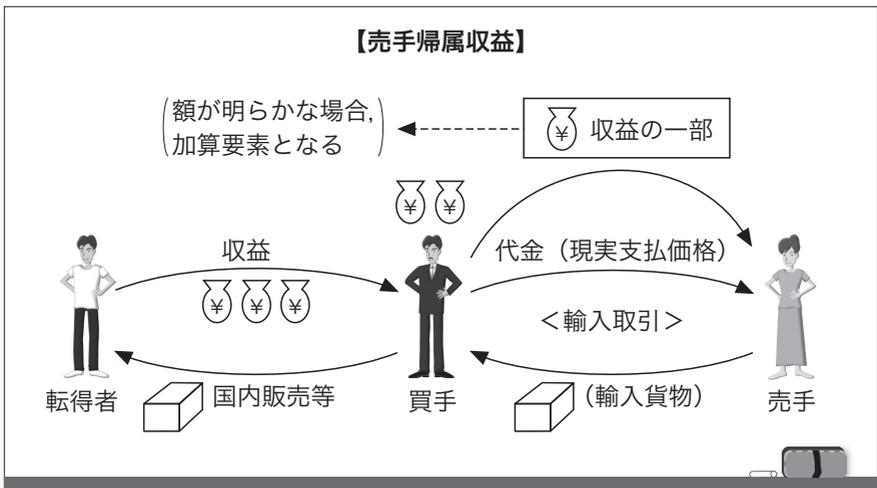
- ① 「輸入貨物に係るもの」のみが加算要素となる。例えば、綿布を輸入した後に、これを材料としてA社ブランドのTシャツを製造して国内販売する場合に、A社に対して商標権の使用の対価を支払う場合であっても、この場合の輸入貨物はあくまでも綿布であり、当該商標権の使用の対価はTシャツについてのものであって、輸入貨物に係るものではないので、加算要素とはならない。
- ② 「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の

輸入取引をするために、買手により支払われるもの」のみが加算要素となる。これは、買手が当該輸入貨物を売手から購入（輸入取引）するために支払うことを要する対価のみが加算要素となることを示している（基本通達4-13(4)）。

- ③ 輸入貨物を本邦において複製する権利の使用の対価は、加算要素とはならない。これは、輸入後に行われる製造行為に対するものであるからである。

※ 実用新案権、著作権及び著作隣接権並びに特別の技術による生産方式その他のロイヤルティ又はライセンス料の支払の対象となるものとする（施行令1条の5第5項）。

5. 売手帰属収益



買手による当該輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するものとされているもの（売手帰属収益）は、加算要素となる（定率法4条1項5号）。

売手帰属収益は、輸入貨物の代金そのものではないが、実質的に、輸入貨物の代金の一部を後払いしていると見ることができる。従って、これを加算要素としているのである。

条文のポイント 002

輸入貨物の課税標準となる価格（課税価格）は、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格（現実支払価格）に、その含まれていない限度において次に掲げる運賃等の額（加算要素）を加えた価格とする。

- 1 当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用（輸入港までの運賃等）
- 2 当該輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される手数料又は費用のうち次に掲げるもの
 - ① 仲介料その他の手数料（買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるもの（買付手数料）を除く）
 - ② 当該輸入貨物の容器（当該輸入貨物の通常の容器と同一の種類及び価値を有するものに限る）の費用
 - ③ 当該輸入貨物の包装に要する費用
- 3 当該輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務のうち次に掲げるものに要する費用
 - ① 当該輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの
 - ② 当該輸入貨物の生産のために使用された工具、鑄型又はこれらに類するもの
 - ③ 当該輸入貨物の生産の過程で消費された物品
 - ④ 技術、設計その他当該輸入貨物の生産に関する役務（当該輸入貨物の生産のために必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であって本邦以外において開発されたもの）
- 4 当該輸入貨物に係る特許権、意匠権、商標権その他これらに類するもの（当該輸入貨物を本邦において複製する権利を除く）の使用に伴う対価で、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により

直接又は間接に支払われるもの

- 5 買手による当該輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するものとされているもの

■ ■ ■ コ ラ ム ■ ■ ■

過去問にチャレンジ ～課税価格の計算～

平成 23 年度 通関実務 第 10 問

次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

- 1 輸入者Mは、電子機器 30 台を輸入するため、A国の卸売業者Xとの間で、C F R条件により売買単価 15,000 円で当該電子機器に係る売買契約を締結した。Xは、Mとの売買契約を履行するためB国の生産者Yと売買契約を締結し、Yから当該電子機器を工場渡し条件により売買単価 10,000 円で購入した。
- 2 Mは、C国の印刷会社Zからシール 35 枚（うち 5 枚は製造ロス分）を購入し、当該シールの代金 14,000 円をZに支払う。Mは、当該シールを無償でXに送付し、当該電子機器に貼付した上でMに引き渡すよう依頼する。Mは、当該シールの代金とは別に、Xへの当該シールの送付費用 7,500 円を負担する。なお、当該シールはXからYに送付され、その送付に要した費用はXが負担する。
- 3 Xは、当該電子機器をMに引き渡すに当たって運送の手配をYに依頼し、B国から本邦の輸入港までの運賃として 60,000 円を負担する。当該運賃は、MとXとの間の当該電子機器の売買単価に含まれているが、XとYとの間の売買単

価には含まれていない。

- 4 今般、Mは、B国から運送された当該電子機器 30 台を輸入する。
- 5 Mは、Xとの売買契約に従い、当該電子機器の代金を支払う。
- 6 Mは、自己の判断で当該電子機器の船積み前にその外装及び数量を確認することとし、自社の社員をB国へ派遣する。
Mは、当該社員の渡航費 40,000 円を負担する。
- 7 Mは、当該電子機器の輸入港までの運送に関して保険を付し、保険料 3,000 円を負担する。
- 8 M、X、Y及びZの間には、それぞれ特殊関係はない。

正解 474500 (円)

1 契約価格 (C F R価格) (1)

15,000 円 × 30 台 = **450,000 円**を課税価格の計算の基礎とする。

2 シールの代金 (2) ……算入 (14,000 円を加算)

シールの代金は、輸入貨物の材料、部分品等として課税価格に算入する (定率法 4 条 1 項 3 号イ)。

加算要素となる材料、部分品等の中に**生産口スを見込んだスペア部品等が含まれている場合には、当該スペア部品等を含む費用の総額が加算要素**となる (関税定率法基本通達 4 - 12 (5)イ(イ))。

3 シールの送付費用 (2) ……算入 (7,500 円を加算)

M (買手) がシールを提供するために負担した運送費用、保険料等 (送付費用) の額は、シールの費用の額に含まれる (基本通達 4 - 12 (5)二)。

4 B国のYから本邦の輸入港までの運賃 (3)

……**算入 (加算も控除もしない)**

当該運賃は、MとXとの間の貨物の売買単価に含まれている。

5 Mが自己のために行う検査に係る渡航費 (6)

……**算入しない (加算も控除もしない)**

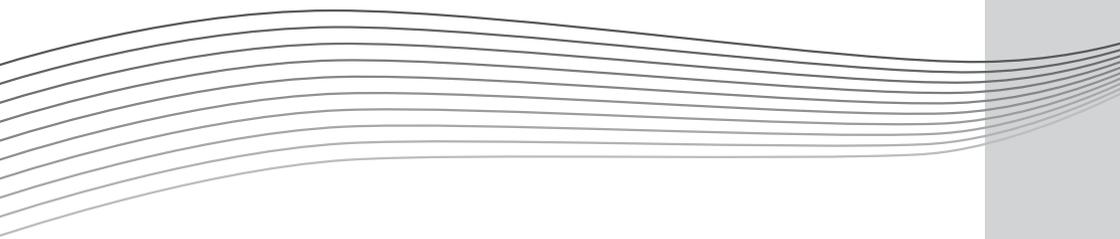
輸入貨物の船積み前の外装と数量の確認のため買手が派遣する

社員の渡航費は、**検査費用**に該当し、**買手が自己のため**に行う検査の費用で買手が負担する場合は、**課税価格に算入しない**（4-2の3(2)）。

6 **輸入港までの保険料（7）……算入する（3,000円を加算）**

以上より、課税価格は次のようになる。

450,000円 + 14,000円 + 7,500円 + 3,000円 = **474,500円**



貨物分類

関税率表の解釈に関する通則

この表における物品の所属は、次の原則により決定する。

- 1 部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。この表の適用に当たっては、物品の所属は、項の規定及びこれに関係する部又は類の注の規定に従い、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。
 - 2(a) 各項に記載するいずれかの物品には、未完成の物品で、完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するものを含むものとし、また、完成した物品（この2の原則により完成したものとみなす未完成の物品を含む。）で、提示の際に組み立ててないもの及び分解してあるものを含む。第1部1類から第6部38類までに分類されるものは通常、通則2(a)の規定は適用されない。
 - (b) 各項に記載するいずれかの材料又は物質には、当該材料又は物質に他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含むものとし、また、特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品も含む。二以上の材料又は物質から成る物品の所属は、3の原則に従って決定する。
- 3 2(b)の規定の適用により又は他の理由により物品が二以上の項に属するとみられる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。
 - (a) 最も特殊な限定をして記載をしている項が、これよりも一般的な記載をしている項に優先する。ただし、二以上の項のそれぞれが、混合し若しくは結合した物品に含まれる材料若しくは物質の一部のみ又は小売用のセットの構成要素の一部のみについて記載をしている場合には、これらの項のうち一の項が当該物品について一層完全な又は詳細な記載をしているとしても、これらの項は、当該物品について等しく特殊な限定をしているものとみなす。
 - (b) 混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であって、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るも

のとしてその所属を決定する。

(c) (a)及び(b)の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

4 前記の原則によりその所属を決定することができない物品は、当該物品に最も類似する物品が属する項に属する。

5 前記の原則のほか、次の物品については、次の原則を適用する。

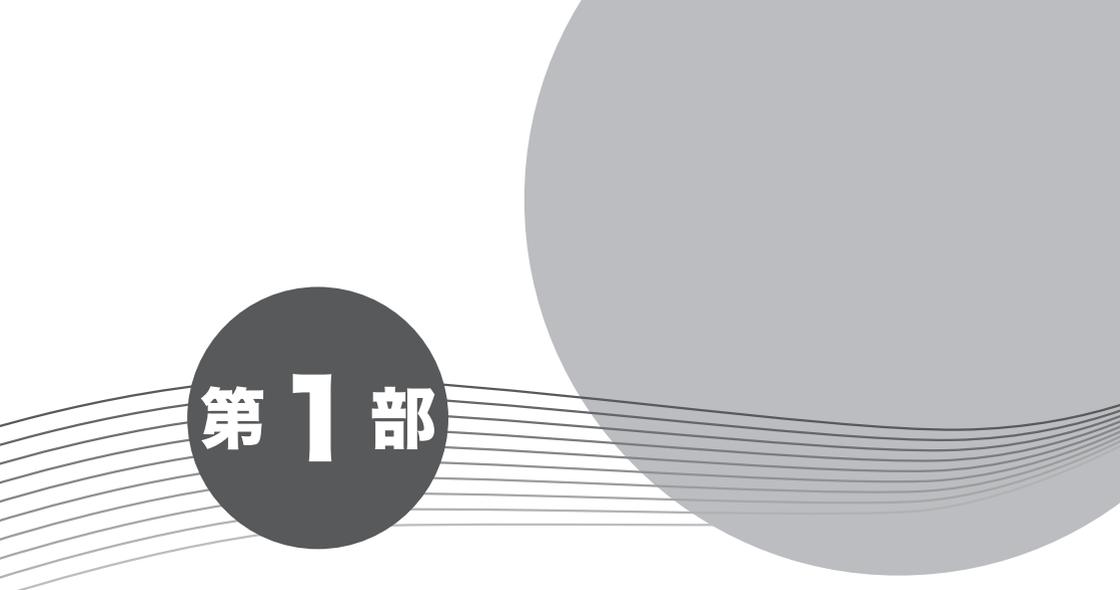
(a) 写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、製図機器用ケース、首飾り用ケースその他これらに類する容器で特定の物品又は物品のセットを収納するために特に製作し又は適合させたものであって、長期間の使用に適し、当該容器に収納される物品とともに提示され、かつ、通常当該物品とともに販売されるものは、当該物品に含まれる。ただし、この(a)の原則は、重要な特性を全体に与えている容器については、適用しない。

(b) (a)の規定に従うことを条件として、物品とともに提示し、かつ、当該物品の包装に通常使用する包装材料及び包装容器は、当該物品に含まれる。ただし、この(b)の規定は、反復使用に適することが明らかな包装材料及び包装容器については、適用しない。

6 この表の適用に当たっては、項のうちのいずれの号に物品が属するかは、号の規定及びこれに関係する号の注の規定に従い、かつ、前記の原則を準用して決定するものとし、この場合において、同一の水準にある号のみを比較することができる。この6の原則の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、関係する部又は類の注も適用する。

備考

- 1 この表の各号に掲げる物品の細分として同表の品名の欄に掲げる物品は、当該各号に掲げる物品の範囲内のものとし、当該物品について限定がある場合には、別段の定めがあるものを除くほか、細分として掲げる物品にも同様の限定があるものとする。
- 2 この表の税率の欄において、割合をもって掲げる税率は価格を課税標準として適用するものとし、数量を基準として掲げる税率はその数量を課税標準として適用するものとする。この場合において、その数量は、正味の数量とする。
- 3 この表において「課税価格」とは、従量税品にあつては、第4条から第4条の9までの規定に準じて算出した価格とする。
- 4 この表において「%」は、百分率を表すものとする。
- 5 第77類は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約において将来使用する可能性に備えて保留されており欠番となっている。



第 1 部

動物（生きているものに限る。） 及び動物性生産品

第1部

- この部の属又は種の動物には，文脈により別に解釈される場合を除くほか，当該属又は種の未成熟の動物を含む（部注1）。
- この表において乾燥した物品には，文脈により別に解釈される場合を除くほか，脱水し，水分を蒸発させ又は凍結乾燥したものを含む（部注2）。

第1類 動物（生きているものに限る。）

ランクA

生きている動物のうち、ほとんどのものが、この類に含まれる。3類(魚、甲殻類等)との比較が重要である。

含まれるもの	含まれないもの
哺乳類（牛，豚，羊，くじら，いのしし，犬，馬，しま馬，やぎ等）	いせえび うなぎ
鳥類（鶏，あひる，七面鳥等）	たこ（以上，3類）
爬虫類（かめ，ワニ等）	培養微生物（30.02 項）
両生類（かえる等）	巡回サーカス又は巡回動物園用の動物（95.08 項）
昆虫（みつばち等）	
（以上，いずれも生きているもの）	

ここに注目

- ① 魚等（3類）、培養微生物（30類）、巡回サーカス、巡回動物園又は巡回劇場の設備である動物（95類）を除くほか、すべての動物（生きているものに限る）を含む（注1(a),(b),(c)）。
- ② 1類及び2類において、馬には、しま馬を含まない。
- ③ 1類から16類までにおいて、牛には水牛を含み、豚にはいのししを含む。

第1部

番号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	NA CCS 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
01.01			馬, ろ馬, ら馬及びヒニー (生きて いるものに限る。)					Live horses, asses, mules and hinnies:	
01.02			牛 (生きているものに限る。)					Live bovine animals:	
01.03			豚 (生きているものに限る。)					Live swine:	
01.04			羊及びやぎ (生きているものに限 る。)					Live sheep and goats:	
01.05			家きん (鶏 (ガルス・ドメスティ クス)、あひる、がちょう、七面鳥 及びはろほろ鳥で、生きているもの に限る。)					Live poultry that is to say, fowls of the species <i>Gallus domesticus</i> , ducks, geese, turkeys and guinea fowls:	
01.06			その他の動物 (生きているものに限 る。)					Other live animals:	

第2類 肉及び食用のくず肉

ランクA

食用の肉等について規定している。16類(肉等の調製品)、15類(油脂等)との比較が重要である。

含まれるもの	含まれないもの
冷凍した牛肉 冷蔵の牛タン 生鮮の牛の肝臓 塩蔵した豚肉 くん製の鳥肉 豚の筋肉層のない脂肪 家きんの脂肪	食用に適しない肉 (5類) 牛の胃 (5類) 調製した肉 (16類) ソーセージ (16類)
	豚脂 (ラード等) 家きん脂 (以上, 15類)

ここに注目

- ① 次の物品を**含まない**。
- (a) 02.01 項～02.08 項及び02.10 項の物品 (2類の物品のうち02.09 項以外のもの) で、**食用に適しないもの** (注1(a))
- (b) 動物の**腸、ぼうこう及び胃** (→5類) (注1(b))
- (c) 動物の**血** (→5類又は30類) (注1(b))
- (d) 02.09 項の物品 (家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪で、溶出その他の方法で抽出してないもの) を**除く動物性脂肪** (→15類) (注1(c))
- ② **食肉** (2類) と**肉の調製品** (16類) は、**加工の程度**で分類が異なる。

2類 生鮮 冷蔵 冷凍 塩蔵、塩水漬け ^{※1} 、 乾燥、 くん製	16類 調製等 ・加熱調理 (煮る, 焼く, 蒸す) ・食酢により保存に適する処理 その他, 左記以外の処理
--	--

※1 砂糖又は砂糖の水溶液を軽くふりかけた肉及びくず肉もこの類に属する。

※2 くず肉には、別段の定めがあるものを除くほか、臓器を含む(備考1)

第3類 魚並びに甲殻類，軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 ランクA

魚，甲殻類等を規定している。1類（動物）との比較が特に重要であり，できる限り具体例を覚えた方がよい。

含まれるもの	含まれないもの
観賞用の魚	←→ 食用に適しない状態の生きていない魚，甲殻類，軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（5類）
くん製の魚，甲殻類，軟体動物， その他の水棲無脊椎動物 冷凍のえび うなぎ 生きているかたつむり あじのフィレ 塩蔵のあさり なまこ（乾燥したもの，塩蔵したもの） 生きているたこ	←→ 調製した魚，甲殻类等（16類） キャビア，魚卵から調製したキャビア代用物（16類）
殻付きの甲殻類（蒸気又は水煮による調理をしたもの） 魚，甲殻類，軟体動物，水棲無脊椎動物の粉，ミール，ペレット（食用に適するもの） あわび しらこ 塩蔵した魚の肝臓	←→ 殻を除いた甲殻類（蒸気又は水煮による調理をしたもの）(16類)

ここに注目

- ① 甲殻類→いせえび、えび、ロブスター、シュリンプ及びプローン、かに等
- ② 軟体動物→かき、い貝、はまぐり、いか、たこ、かたつむり等
- ③ その他の無脊椎動物→うに、くらげ、なまこ等
- ④ この類には、生きているもの、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬け、くん製のものが含まれ、原則として加熱調理したものは含まない。

ただし、くん製の際に、またはくん製の前に加熱による調理をしたものはこの類に含まれる(03.05項, 03.06項, 03.07項, 03.08項)。

※ペレットとは、直接圧縮すること又は少量の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。(類注2)

番号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品名	税率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基本 General	協定 WTO	特惠 Prefer- ential	暫定 Tempo- rary		
03.06			甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した甲殻類(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)、蒸気又は水蒸気による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。)、並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)					Crustaceans, whether in shell or not, live, fresh, chilled, frozen, dried, salted or in brine; smoked crustaceans, whether in shell or not, whether or not cooked before or during the smoking process; crustaceans, in shell, cooked by steaming or by boiling in water, whether or not chilled, frozen, dried, salted or in brine; flours, meals and pellets of crustaceans, fit for human consumption:	

第4類 酪農品，鳥卵，天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品 ランクA

酪農品等を規定している。各類との比較で出題される可能性があり，表題と代表的な品目については押えておく必要がある。

含まれるもの	含まれないもの
卵黄 鳥卵	卵白 (35 類)
ミルク クリーム ヨーグルト チーズ	アイスクリーム (21 類)
バター バターミルク 天然はちみつ ホエイ	マーガリン (15 類)
脱脂粉乳	人造はちみつ (17 類)
	乳幼児用の粉ミルク (19 類)

ここに注目

- ① ミルク及びクリーム，バター，ヨーグルト等の調製品は，**19類**に属する。
- ② 鳥卵は，殻の有無により所属が異なるが，いずれもこの類に属する (04.07 項， 04.08 項)。
- ③ ミルク及びクリームの所属決定要件は，**脂肪分の含有量**である。
- ④ バター→乳脂肪分が全重量の 80%以上 95%以下で，無脂乳固形分が全重量の 2%以下であり，かつ，水分が全重量の 16%以下のものに限る (注 2(a))。

番号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
04.01			ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）						Milk and cream, not concentrated nor containing added sugar or other sweetening matter:
	0401.10		脂肪分が全重量の1%以下のもの						of a fat content, by weight, not exceeding 1%:
	0401.20		脂肪分が全重量の1%を超え6%以下のもの						Of a fat content, by weight, exceeding 1% but not exceeding 6%:
	0401.40		脂肪分が全重量の6%を超え10%以下のもの						Of a fat content, by weight, exceeding 6%:
04.07									
	0407.00		殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）						Birds' eggs, in shell, fresh, preserved or cooked:
	04.08		殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）						Birds' eggs, not in shell, and egg yolks, fresh, dried, cooked by steaming or by boiling in water, moulded, frozen or otherwise preserved, whether or not containing added sugar or other sweetening matter:

第5類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

ランクB

この類に含まれるものは、「食べられないもの」と覚えておくとよい。

含まれるもの	含まれないもの
食用に適しない肉・魚・甲殻類 牛の腸	←→ 食用肉（2類） ←→ 羊の腸を加工してできた楽器用の弦（92類） テニスラケットのガット（42類）
彫刻用の骨 原皮くず さんご 人髪 動物の血液 ブラシ製造用の豚毛 羽毛（加工してないもの） 羽毛皮（加工してないもの） アイボリー かめの甲	←→ 動物の標本（97類） ←→ 原皮（41類） ←→ 天然又は養殖の真珠（71類） ←→ かつら（67類） ゼラチン（35類） 毛皮のコート（43類）

ここに注目

- ① **人髪は、加工^{※1}してないもの**に限り、この類に属する(05.01項)。
 ※1 例えば、細かくし、染色し、漂白し、カールし、又はいれげ、かつら等の製造のために調製すること、及び毛の向きをそろえることをいい、毛を長さにより選別すること、平行にそろえることは加工にあたらぬ(注2)。
- ② **動物の腸、ぼうこう、胃及び血は、食用であるかないかを問わず、この類に属する**(注1(a))。ただし、予防用又は診断用に調製した動物の血は、30類(医療用品)に属する。
- ③ 象、かば、せいうち、いつかく又はいのししのきば、さい角及び**すべての動物の歯**は、**アイボリー**とする(注3)。
 アイボリー、かめの甲、さんごは加工してないもの及び単に形に整えたものに限り第5類に分類し、特定の形状に切ったものは含まない(→96類)
- ④ **ほうき又はブラシ製造用に結束し又は房状にした獣毛で、小分けすることなく取り付けてほうき又はブラシとするもの及びほうき又はブラシに取り付けるために些細な加工のみを必要とするものを含まない**(注1(d))。(→96類)。
- ⑤ **原皮、毛皮を含まない**(注1(b))。(→41類, 43類)

第 1 部 確 認 問 題

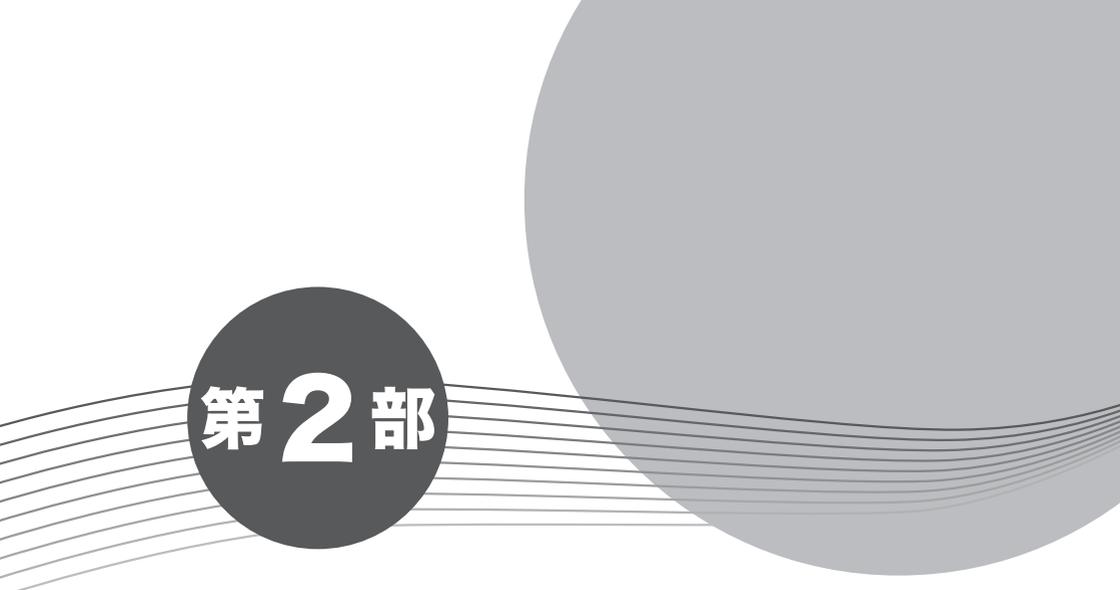
- 1 巡回サーカスに使用される動物で、生きているものは第1類（動物（生きているものに限る））に分類される。
- 2 第1類（動物（生きているものに限る））には、哺乳類、鳥類、魚、爬虫類、甲殻類及びその他の水棲無脊椎動物を含む生きた動物を含む。
- 3 くん製した牛肉は、第2類（肉及び食用のくず肉）に属する。
- 4 牛の舌と牛の胃は、同じ類に分類される。
- 5 第3類（魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物）の魚には、生きていない魚で、食用に適しない種類又は状態のものは含まない。
- 6 第3類（魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物）に分類される冷蔵のサバをフィレにし冷凍したものは第3類に分類される。
- 7 水煮による調理をした殻付きのえび（冷凍のもの）は、第3類に分類する。
- 8 くん製したいかは、第3類（魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物）に属する。
- 9 ミルクの所属決定要件は、脂肪分の含有量である。
- 10 卵白及び卵黄は、第4類（酪農品等）に属する。
- 11 動物の原皮は、第5類（動物性生產品）に属する。
- 12 予防用又は診断用に調製した動物の血は、第5類（動物性生產品）には含まれない。
- 13 象、かば、せいうち、いつかく又はいのししのきば、さい角及びすべての動物の歯は、第5類の注の規定により、アイボリーとする。

解答

1-×, 2-×, 3-○, 4-×, 5-○, 6-○, 7-○, 8-○, 9-○, 10-×, 11-×,
12-○, 13-○

解説 (以下, ×のものについて解説します)

- 1 巡回サーカスに使用される動物で, 生きているものは95類(がん具, 遊戯用具等)に分類される。
- 2 魚, 甲殻類, 水棲無脊椎動物は, 1類ではなく, 3類(魚並びに甲殻類, 軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物)に分類される。
- 4 牛の舌は2類(肉等), 牛の胃は5類(動物性生産品)に分類される。
- 10 卵黄は4類(酪農品等), 卵白は35類(たん白系物質等)に分類される。
- 11 動物の原皮は41類(原皮及び革)に分類される。



第2部

植物性生產品

第6類 生きている樹木その他の植物及びりん茎，根その他 ランクC これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

生きている樹木その他の植物等を規定している。食用のものは含まれないと考えておけばよい。

含まれるもの	含まれないもの
チューリップの球根 接ぎ木してあるばら 切花（花束用又は装飾用） 天然のクリスマスツリー ドライフラワー こけ 植物の葉 盆栽	食用ばれいしょ たまねぎ シャロット にんにく（以上，7類） しょうがの根茎（9類） 香料製造用の花（12類）

ここに注目

- チコリー及びその根（06.01 項）の場合を除くほか，通常，**栽培用又は装飾用のもののみ**を含むものとし，**ばれいしょ，たまねぎ，シャロット，にんにく**その他の物品を含まない（注1）。
（→7類）

第7類 食用の野菜、根及び塊茎

ランクA

食用の野菜は、この類に属する。香辛料(9類)、穀粉(11類)、調製品(20類)等との比較が重要である。

含まれるもの	含まれないもの
冷凍したそらまめ(水煮による調理をしたもの)	酢漬けのきゅうり(20類)
とうがらし(乾燥・破碎・粉碎してないもの)	とうがらし(乾燥し、破碎又は粉碎したもの)(9類)
たけのこ	しょうが(9類)
小豆	豆の粉
ばれいしょの塊茎(繁殖用)	ばれいしょの粉(以上、11類)
ベジタブルミックス	
スイートコーン	とうもろこし(10類)
たまねぎ	ひき割り大豆
きのこ(きくらげ、しいたけ等)	飼料用植物(以上、12類)
トリフ	
オリーブ	
にんにく	
なす	
パセリ	
かぼちゃ	
アーティチョーク	
トマト	
かんしょ	
さといも	

ここに注目

① 20類(野菜等の調製品)との比較

生鮮のもの、冷蔵、冷凍、乾燥のもの、 一時的な保存に適する処理※をしたもの	→ 7類
上記以外の方法により調製等をしたもの	→ 20類

※ 亜硫酸ガス、塩水等の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る(07.11項)。

- ② 冷凍野菜は、調理していないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものが、7類に属する(07.10項)。なお、冷凍する前に塩又は砂糖を加えた野菜も、7類(07.10項)に含まれる(解説)。
- ③ 生鮮又は冷蔵のたまねぎの所属決定要件は、1kgあたりの課税価格である。
- ④ とうがらし属又はピメンタ属の果実を乾燥し、破碎し又は粉碎したものを含まない(注4)(→09.04項)
- ⑤ 12.14項の飼料用植物(飼料用の乾草、ルーサン等)を含まない(注1)(→12.14項)

第8類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮 ランクA

食用の果実及びナット等は、この類に属する。7類の物品とともに、調製品（20類）等との比較が重要である。

含まれるもの	含まれないもの
乾燥したくるみ（殻を除いたもの） 干しぶどう	マロングラッセ ピーナツバター（以上、20類）
オレンジ アーモンド アボカド ココヤシの実 くり ぶどう すいか スウィーティ ドリアン	オレンジジュース（20類） バニラビーンズ コーヒー（以上、9類） ナッツの粉（11類） 落花生（いってないもの）（12類） カカオ豆（18類）

ここに注目

- ① 食用でない果実及びナットを含まない（注1）。
- ② 冷蔵した果実及びナットは、生鮮のものと同じの項に属する（注2）。
- ③ 7類(食用の野菜等)の場合と同様に、生鮮のもの、冷蔵、冷凍、乾燥のもの、一時的な保存に適する処理[※]をした果実及びナットは8類に、その他の方法により調製又は保存に適する処理をしたものは20類に属する。

※ 亜硫酸ガス、塩水等の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る（08.12項）。

- ④ 冷凍果実及び冷凍ナットは、調理していないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない（08.11項）。

- ⑤ 生鮮のバナナ、ぶどう、オレンジ、グレープフルーツの所属決定要件は、輸入の時期である。

第9類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料

ランクB)

コーヒー、茶、香辛料はこの類に属することに注意しておく必要がある。
7類（食用の野菜等）、21類（各種の調製食料品）との比較が重要である。

含まれるもの	含まれないもの
コーヒー コーヒーを含有するコーヒー 代用物 とうがらし（乾燥し、破碎または粉碎したもの） 緑茶 紅茶 ウーロン茶 シナモン（けい皮） ペPPER 丁子の実・花 ナツメグ（肉づく） コリアンダー しょうが うこん カレー粉 サフラン 月けい樹の葉	インスタントコーヒー（21類） コーヒーを含有しないコーヒー 代用物（いったもの）（21類） とうがらし（乾燥・破碎・粉碎していないもの）（7類） 丁子の皮・葉（12類） カフェイン（29類） クベバ（12類）

ここに注目

- ① 食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたしょうがを含まない。（→20類）
- ② コーヒーの所属決定要件は、いつてあるかどうか及びカフェインをのそいてあるかどうかである。
- ③ 緑茶及び紅茶の所属決定要件は、1包装あたりの正味重量である。
- ④ 茶については、香味を付けてあるかないかを問わない（09.02項）。
- ⑤ 09.04項から09.10項までの物品（各種香辛料）の混合物について
 - (a) 同一の項の二以上の物品の混合物は、その項に属する（注1(a)）。
 - (b) 異なる項の二以上の物品の混合物は、09.10項に属する（注1(b)）。

第2部

番号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品名	税率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基本 General	協定 WTO	特惠 Preferential	暫定 Temporary		
09.04			とうがらし属又はピメンタ属の果実 (乾燥し、破砕し又は粉砕したものに 限る。)及びこしょう属のペッパー ペッパー					Pepper of the genus <i>Piper</i> ; dried or crushed or ground fruits of the genus <i>Capsicum</i> or of the genus <i>Pimenta</i> : Pepper:	
			とうがらし属又はピメンタ属の果 実					Fruits of the genus <i>Capsicum</i> or of the ge- nus <i>Pimenta</i> :	
09.05			バニラ豆					Vanilla:	
09.06			けい皮及びシナモンツリーの花					Cinnamon and cinnamon-tree flowers:	
09.07			丁子(果実、花及び花梗に限る。)					Cloves (whole fruit, cloves and stems):	
09.08			肉づく、肉づく花及びカルダモン類 肉づく					Nutmeg, mace and cardamoms: Nutmeg:	
			肉づく花					Mace:	
			カルダモン類					Cardamoms:	
09.09			アニス、大ういきょう、ういきょう、 コリアンダー、クミン又はカラウエ イの種及びジュニパーベリー コリアンダーの種					Seeds of anise, badian, fennel, coriander, cumin or caraway; juniper berries: Seeds of coriander:	
			クミンの種					Seeds of cumin:	
			アニス、大ういきょう、カラウエ イ又はういきょうの種及びジュニ パーベリー					Seeds of anise, badian, caraway or fennel; juniper berries:	
09.10			しょうが、サフラン、うこん、タイ ム、月けい樹の葉、カレーその他の 香辛料 しょうが					Ginger, saffron, turmeric (curcuma), thyme, bay leaves, curry and other spices: Ginger:	
0910.20			サフラン					Saffron:	
0910.30			うこん					Turmeric (curcuma):	
			その他の香辛料					Other spices:	
0910.91			この類の注1 (b)の混合物					Mixtures referred to in Note 1 (b) to this Chapter:	
0910.99			その他のもの					Other:	

第10類 穀物

ランクB

この類では、穀物を規定している。7類（食用の野菜等）、19類（穀物等の調製品）との比較が重要である。

含まれるもの	含まれないもの
とうもろこし	←→ スイートコーン（7類）
小麦	←→ 小麦粉（11類）
米	いっただ麦芽（11類）
大麦	いっただ大麦（コーヒー代用物）（21類）
そば	
オート	

ここに注目

- ① この類の各項の物品は、穀粒があるもの（穂または茎に付いているかないかを問わない）に限り、当該各項に属する（注1(A)）。
- ② 穀の除去その他の加工をした穀物を含まない。ただし、玄米、精米、研磨した米、つやだした米、パーボイルドライス及び砕米は、「米」（10.06項）としてこの類に属する（注1(B)）。
- ③ とうもろこしには、播種用のものを含む（10.05項）。
- ④ とうもろこし（10.05項）には、スイートコーンを含まない（注2）。（→7類）
- ⑤ とうもろこしの所属決定要件は、用途である。
- ⑥ 米と穀物の調製品（19類）は、調理の有無で分類が異なる。

第11類 穀粉，加工穀物，麦芽，でん粉，イヌリン及び **ランクB** 小麦グルテン

この類では，穀粉を規定している。10類（穀物），19類（穀粉等の調製品等）との比較が重要である。

含まれるもの		含まれないもの
小麦粉	←→	小麦（10類）
ひき割り穀物・穀物のミール	←→	ひき割り大豆（12類）
いった麦芽	←→	いった麦芽（コーヒー代用物として調製したもの）（21類）
でん粉（調製していないもの）	←→	調製したでん粉（19類）
豆の粉		落花生（いってないもの）（12類）
ばれいしょの粉		コーンフレーク
ばれいしょでん粉		タピオカ（以上，19類）
ナッツの粉末		
コーンスターチ		
バナナの粉	←→	大豆の粉（12類）

ここに注目

- 調製香料及び化粧品類の特性を有するでん粉を含まない（注1(f)）。（→ 33類）

第12類 採油用の種及び果実，各種の種及び果実，工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物 ランクB

この類に属する物品の中では，特に大豆とごまに注意しておく必要がある。7類（食用の野菜等），10類（穀物）ではなく，「採油用の種」として分類される。

含まれるもの	含まれないもの
落花生（いってないもの）	← → いった落花生（20類）
マスタードの種	← → マスタードの粉末（21類）
大豆（大豆の粉も含む）	スイートコーン
ごま	オリーブ（以上，7類）
こんにゃく芋	ココヤシの実（8類）
丁子の皮・葉	寒天（13類）
サフラワールの種・粉末	ピーナツバター（20類）
さとうきび	こんにゃく（21類）
甘草	
播種用の種・果実・孢子	
わかめ	
海草	
穀物のわら	
飼料用の乾草	
脱穀により得られる穀物の殻	
大麻草	
香料製造用の花	

ここに注目

- ① **播種用の種**はこの類に**含まれる**が、播種用のものであっても、次の物品はこの類に**含まれない**（注3）。
 - (a) **豆及びスイートコーン**（→7類）
 - (b) **香辛料**（→9類）
 - (c) **穀物**（→10類）
- ② **大豆**は、**割ってあるかないかを問わず**、この類に属する（12.01項）。
- ③ **落花生の所属決定要件**は、**殻の有無**である。
- ④ **海草**その他の藻類は、**生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したもの**に**限り**、この類に属する。**粉碎してあるかないか、食用のものであるかを問わない**（12.12項）。
- ⑤ **穀物のわら**で**清浄にし、漂白し、又は染色したもの**を**含まない**。（→14類）

第13類 ラック並びにガム，樹脂その他の植物性の液汁 **ランクC** 及びエキス

この類では，植物性の液汁及びエキスを規定している。本試験ではほとんど出題されていない。

含まれるもの		含まれないもの
オレオレジン（松やに等）	←→	オレオレジン抽出物（33類）
アラビアゴム	←→	天然ゴム（40類）
甘草エキス		チューインガム（17類）
寒天		麦芽エキス（19類）
うるし		コーヒーのエキス（21類）
		しょう脳（29類）

ここに注目

- ① 甘草エキスで，しょ糖の含有量が全重量の10%を超えるもの及び菓子にしたものは含まない（注1(a)）。（→17類）
- ② アルコールを含有する飲料を構成する植物性の液汁及びエキスは含まない（注1(d)）。（→22類）

第14類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品 ランクC

植物性の組物材料等を規定している。本試験ではほとんど出題されていない。

含まれるもの	含まれないもの
ほうきに使用する植物性材料（未加工のもの） 竹 いぐさ 穀物のわら（清浄にし、漂白し、又は染色したもの） ボタン製造用のナット コットンリントー	ほうき（96類）

ここに注目

- ① この類には、主として紡織用繊維の製造に使用する植物性材料及び植物性繊維（調製したものを含む）並びに紡織用繊維の材料としての用途のみに適する状態に加工したその他の植物性材料を含まない（注1）。（→第11部）
- ② **木毛（→44類）及びほうき又はブラシ（→96類）製造用に結束し又は房状にした物品を含まない（注2）。**
- ③ コットンリントーとは、綿花の種子を覆う細かい繊毛のことで、レーヨン等の原材料となる。

第 2 部 確 認 問 題

- 1 冷蔵のたまねぎの所属決定要件は、1 kg あたりの課税価格である。
- 2 スイートコーンは、穀物として第 10 類（穀物）に属する。
- 3 酢漬けのきゅうりは、第 7 類（食用の野菜等）に属する。
- 4 生鮮のぶどうと、それをしぼって得たぶどうジュースは同じ類に属する。
- 5 生鮮のオレンジの所属決定要件は輸入の時期である。
- 6 食酢により保存に適する処理をしたしょうがは、第 9 類（香辛料等）に属する。
- 7 香味を付けた茶は、茶として第 9 類（香辛料等）に分類する。
- 8 第 10 類の米と第 19 類の穀物の調製品は、調理の有無で分類が異なる。
- 9 重量比でライ麦（第 10.02 項）50%とオート（第 10.04 項）50%からなる混合物は、ライ麦に重要な特性があると認められ、第 10.02 項に分類される。
- 10 落花生の所属決定要件は、殻の有無である。
- 11 大豆と、それをしぼって得た大豆油は、同じ類に分類される。
- 12 オリーブは採油用の種として第 12 類（採油用の種等）に分類する。

解答

1-○, 2-×, 3-×, 4-×, 5-○, 6-×, 7-○, 8-○, 9-×, 10-○, 11-×, 12-×

解説

- 2 スイートコーンは、7類（食用の野菜等）に分類される。
- 3 酢漬けのきゅうりは、第20類（野菜、果実等の調製品）に分類される。
- 4 生鮮のぶどうは8類（食用の果実等）、ぶどうをしぼって得たぶどうジュースは20類（野菜、果実等の調製品）に分類される。
- 6 食酢により保存に適する処理をしたしょうがは、20類（野菜、果実等の調製品）に分類される。
- 9 重量比でライ麦（10.02項）50%とオート（10.04項）50%からなる混合物は、数字上の配列において最後となる項である10.04項に分類される（関税率表解釈通則3(c)）。
- 11 大豆は12類（採油用の種等）、大豆をしぼって得た大豆油は15類（動物性又は植物性の油脂等）に分類される。
- 12 オリーブは、7類（食用の野菜等）に分類される。

過去問

平成 28 年第 4 問

次の記述は、スイートコーンの分類に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。以下の課税率表（抜すい）を参考にし、正しいものをすべてを選び、その番号をマークしなさい。

これらのスイートコーンはいずれも、問題文に記載された以外の処理はされていないものとする。

- 1 水煮し、冷凍した粒状のスイートコーンは、冷凍野菜として第 07.10 項に属する。
- 2 天日乾燥した後に、第 11.02 項に定める穀粉の形状にしたスイートコーンは、乾燥野菜として第 07.12 項に属する。
- 3 凍結乾燥した全形のスイートコーンは、乾燥野菜として第 07.12 項に属する。
- 4 粒をフレーク状にした乾燥スイートコーンは、その他の加工穀物として第 11.04 項に属する。
- 5 そのままの状態でするように調理されたスイートコーンの酢漬けは、一時的な保存に適する処理をした野菜として第 07.11 項に属する。

関税率表（抜すい）

第 1 部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品

部注

注 2 この表において乾燥した物品には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、脱水し、水分を蒸発させ又は凍結乾燥したものを含む。

第 7 類 食用の野菜、根及び塊茎

類注

注 2 第 07.09 項から第 07.12 項までにおいて野菜には、食用きのこ、トリフ、オリーブ、ケーパー、かぼちゃ、なす、スイートコーン（ゼア・マクス変種サカラタ）、とうがらし属又はピメンタ属の果実、ういきょう、パセリ、チャービル、タラゴン、クレス及びスイートマージョラム（マヨラナ・ホルテンスィス及びオリガナム・マヨラナ）を含む。

注3 第07.12項には、次の物品を除くほか、第07.01項から第07.11項までの野菜を乾燥したすべてのものを含む。

(b) 第11.02項から第11.04項までに定める形状のスイートコーン

第07.09項	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
第07.10項	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）
第07.11項	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）
第07.12項	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）

第11類 穀粉，加工穀物，麦芽，でん粉，イヌリン及び小麦グルテン

第11.02項	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）
第11.03項	ひき割り穀物，穀物のミール及びペレット
第11.04項	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第10.06項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）

解答

正解 1, 3, 4

解説

- 水煮し、冷凍した粒状のスイートコーンは、**07.10項の規定**により07.10項に属する。
- × 天日乾燥した後に、11.02項に定める**穀粉の形状**にしたスイートコーンは、**7類注3(b)の規定**に該当し、07.12項には**属さない**。
- 凍結乾燥した全形のスイートコーンは、**第1部注2の規定**により、07.12項に属する。
- 粒をフレーク状にした乾燥スイートコーンは、その他の**加工穀物として11.04項に属する**。
- × そのままの状態で食するように調理されたスイートコーンの酢漬けは、**07.11項の規定**により07.11項には**属さない**。